

令和7年4月吉日

常滑市指定給水装置工事事業者様

常滑市水道事業

常滑市長 伊 藤 辰 矢

常滑市水道事業給水条例施行規則の改定について（通知）

日頃より常滑市水道事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

このたび、常滑市水道事業給水条例施行規則の改正に伴い、様式が一部変更になりました。今後は新しい様式を用いて各種手続きを行っていただくよう、お願いいたします。

《変更になった様式》

様式第1号 給水装置工事・給水申込書（両面）

様式第2号 給水装置臨時工事申込書（両面）

様式第10号 臨時給水承認申請書

各種手続きについても様式が変更になっていますので、詳しくはホームページをご参照ください。

① 水道の使用開始と中止

<https://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/suido/1000935/1000936.html>

② 水道使用者や権利者の変更

<https://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/suido/1000935/1000937.html>

③ 工事関係各種手続き（給水申込み関係）

<https://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/suido/1000949/1003386.html>

（問い合わせ先）

常滑市役所水道課 業務チーム（①、②に関する事）

給水チーム（③に関する事）

電話 0569-47-6125（直通）